

南島原市

農業振興基本計画

(第三次計画)

伝統を受け継ぎ令和から始める未来農業

策 定	令和2年 4月 1日
-----	------------



長崎県 南島原市

はじめに

- 1 計画策定の趣旨 (2)
- 2 計画の位置づけと計画の期間 (2)

第1章 農業の現状と情勢

- 1 市の農業の現状 (3)
- 2 市の農業を取り巻く情勢 (5)

第2章 農業の振興

- 1 農業構造の目標 (6)
- 2 農畜産物の生産目標 (10)
- 3 地産地消、食育の取り組み (10)

第3章 施策の展開方向

- 1 基本方針 (11)
- 2 重点的な取り組み (12)
- 3 施策の展開方向 (13)

第4章 実施する事業

- 1 農業生産の振興に関する事業 (20)
- 2 食料の安定供給の確保に関する事業 (22)
- 3 地域農業の持続的な発展に関する事業 (23)
- 4 農村の振興に関する事業 (25)

第5章 推進体制

- 1 工程管理と評価 (26)
- 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 (26)
- 3 情報の把握と的確な提供 (26)

はじめに

1 計画策定の趣旨

市では、平成24年4月に【南島原市農業振興基本計画】を策定し、「需給に即した農畜産物の生産の振興と食料の安定供給の確保」、「農業の有する多面的な機能の維持・増進」、「農業の持続的な発展」および「農村の振興」を基本方針として各種施策の推進を図ってまいりました。

本市の農業の状況は、中山間地域などの生産条件の不利な地域を有するものの、農業者、農業者団体の不断の努力により、農地の基盤整備、作物栽培技術および家畜飼養技術の高度化、施設の近代化などが図られ、農業産出額は平成27年度推計で約250億円、就業者数は約4,400人と市の基幹産業となっており、県内でも有数の農業地帯となっております。

しかしながら、少子高齢化の影響による農業の担い手・後継者の減少、耕作放棄地の増加、イノシシなど有害鳥獣による農作物被害の拡大など、厳しい状況が続いています。

このような中で、市が実施する農業関係施策の総合的かつ計画的に推進を図るための基本計画である【南島原市農業振興基本計画】の見直しをおこない、本市農業の振興を図っていきます。

2 計画の位置づけと計画の期間

この計画は、「南島原市総合計画（基本構想・基本計画）」の下位計画として、次の農業関係の各種計画等と調和を保ちつつ、その他計画等と整合性を図り、また、国及び県が策定した農業関係の計画等に配慮して策定しました。

(1) 調和を保つ農業関係の各種計画等

- ア 南島原農業振興地域整備計画
- イ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(南島原市)
- ウ 中山間地域等直接支払南島原市基本方針

(2) 整合性を図る計画等

- ア 第Ⅱ期南島原市総合計画
- イ 第3次南島原市行政改革大綱
- ウ 南島原市財政計画
- エ 南島原市振興実施計画
- オ 南島原市過疎地域自立促進計画
- カ 南島原市こころと体・口腔の健康づくり・食育推進計画（ひまわりプランⅢ）

(3) 配慮する国及び県の計画等

- ア 食料・農業・農村基本計画（国の計画）
- イ 新ながさき農林業・農山村活性化計画

(4) 本計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第1章

農業の現状と情勢

1 市の農業の現状

(1) 耕地面積の動向

(単位:ha)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
耕地面積(※1)	5,554	5,260	5,120	5,050
うち 田	2,129	2,060	1,970	1,930
うち 畑	3,425	3,200	3,150	3,120
耕作放棄地面積(※2) (「農林業センサス」による)	612	419	390	391

※九州農政局統計部発行「長崎農林水産統計年報」による

- ※1 「耕地面積」とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。
 ※2 「耕作放棄地面積」とは、耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない面積をいう。

(2) 販売農家、農業従事者等の動向

(単位:戸、人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総農家数	4,111	3,945	3,577	3,126	
販売農家	専業農家	1,337	1,300	1,228	1,113
	第1種兼業	714	636	480	376
	第2種兼業	1,026	730	574	499
市の15歳以上の人口 (「国勢調査報告」による)	48,057	46,598	44,002	43,871	
農業就業人口(※1)	7,202 (15.0%)	6,287 (13.5%)	4,922 (11.2%)	4,440 (10.1%)	
15～39歳	男	744	586	448	398
	女	574	377	155	170
40～59歳	男	1,117	1,122	956	753
	女	1,238	1,051	840	691
60歳以上	男	1,815	1,565	1,370	1,271
	女	1,714	1,586	1,153	1,157
基幹的農業従事者(※2)	5,971	5,416	4,870	4,199	

備考 ()内の数値は、市の15歳以上の人口に対する、農業就業人口の占める割合。販売農家のうち第2種兼業の数は、平成12年から定義の変更有り

※ 「農林業センサス」による

- ※1 「農業就業人口」とは、自営農業に従事した世帯員のうち、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。
 ※2 「基幹的農業従事者」とは、農業に主として従事していた世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(3) 農業産出額、生産農業所得の動向

(単位:百万円)

区 分		平成12年	平成17年	平成21年	平成27年
農業産出額	長崎県	136,900	136,700	137,600	155,300
	南島原市	22,680 (16.6%)	22,100 (16.2%)	22,020 (16.0%)	26,550 (17.0%)
生産農業所得	長崎県	45,300	42,000	36,600	49,300
	南島原市	8,260 (18.2%)	7,510 (17.9%)	7,099 (19.4%)	8,274 (16.7%)
農家1戸当たりの 生産農業所得 (単位:千円)	長崎県	1,020	1,001	945	1,458
	南島原市	2,009	1,904	1,985	2,647

備考 ()内の数値は、長崎県全体に対する、南島原市の占める割合

農家1戸当たりの生産農業所得は、生産農業所得を総農家数で除して算出(南島原市)

(4) 主要な農作物等の作付面積、飼養頭羽数の動向 (販売目的)

(単位:ha、頭、羽)

区 分	平成12年	平成17年	平成21年	平成27年
水稲	1,193	1,160	1,040	927
麦類	5	3	1	9
大豆	128	48	14	2
かんしょ	104	55	50	3
ばれいしょ	1,534	1,270	1,260	1,080
きゅうり	25	31	30	15
すいか	39	47	42	22
トマト	52	56	50	46
にんじん	22	23	25	26
だいこん	35	39	39	12
メロン	70	66	60	47
いちご	71	79	75	75
キャベツ	37	41	46	53
はくさい	65	64	58	30
たまねぎ	89	124	182	260
レタス	115	177	190	84
みかん	466	344	317	141
びわ	17	16	15	7
日本なし	34	32	30	24
葉たばこ	409	442	415	338
飼料作物	473	515	526	—
乳用牛	3,822	3,867	3,406	3,075
肉用牛	9,679	10,184	11,132	10,553
豚	21,708	23,910	26,858	19,928
採卵鶏	86,400	109,730	87,063	60,600
ブロイラー	1,003,350	947,500	1,174,000	1,000,000

(3) 及び (4) の平成 17 年までの数値は九州農政局統計部発行「長崎農林水産統計年報」による。平成 21 年・27 年南島原市数値は、県公表数値及び JA 等公表数値により南島原市農林水産部農林課による推計値

2 市の農業を取り巻く情勢

(1) 南島原市の特性

本市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、南部は有明海をはさんで熊本県天草地域に面しています。地勢は、千メートルを超える雲仙の山々から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地を有し、気温は温暖で、適度な降雨量と日照時間に恵まれ、雄大な山々と美しい海を併せ持った風光明媚な地域です。

(2) 担い手の減少と高齢化

本市の総農家戸数は、年々減少を続ける一方で、65歳以上の農業従事者数の割合が増加しています。高齢農業従事者の割合が、全体の約40%を占めています。今後も、農業従事者の高齢化は避けられない状況にあります。

(3) 農業の有する多面的な機能や農村に対する期待

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能が発揮され、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化にふれあうことのできる個性的・特徴的な農村空間に対する都市住民の理解と期待が高まっています。

(4) 国際化の進展

T P P 11（環太平洋パートナーシップ協定）やE P A（日 EU 経済連携協定）等の国際経済連携及び日米貿易協定により安価な輸入農産物が増加することで、地域農業への大きな影響が懸念されます。本市の基幹産業である農業も例外ではなく、地域経済社会の維持発展にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

(5) 環境問題

地球温暖化の進行は各方面に様々な影響を及ぼしており、今後も拡大・顕在化する恐れがあります。国による予想では、日降水量100mmや200mmといった大雨の発生数が日本各地で増加するとともに、6月から9月にかけての降水量が増加するとされています。また、温暖化による因果関係は不明ではあるものの、今後、台風の発生数は減少する一方で、海上（地上）の最大風速が45m/sを超えるような非常に強い台風の発生数が増加すると予想されているため、災害の激化を想定することが重要です。

第2章

農業の振興

1 農業構造の目標

(1) 耕地面積

耕地面積は、県全体をみると平成27年までの10年間で約6%減少しています。本市においても5.6%減少しており、今後も減少するものと予測されますが、中山間地域等直接支払制度による農地の保全、耕作放棄地復旧活動、及び主業農家や法人等の担い手へ農地集積を加速化させることにより、令和6年度において4,949haの耕地面積の確保を目指します。

区 分	単位	平成27年度	令和 6年度
耕地面積	ha	5,050	4,949
うち 田	ha	1,930	1,891
うち 畑	ha	3,120	3,058
耕作放棄地面積	ha	391	492

※九州農政局統計部発行「長崎農林水産統計年報」による

(2) 農家、法人組織、農業就業人口及び基幹的農業従事者数

農家数は、近年の農林業センサス調査結果によると、本市では約13.6%減少しています。次世代人材投資事業による新規就農者の確保、スマート農業の推進、収益の高い新規作物の導入を図ることにより、令和6年度には総農家数2,938戸、販売農家数1,868戸。また、農業就業人口4,174人、基幹的農業従事者数3,947人の確保を目指します。

区 分	単位	平成27年度	令和 6年度
総農家数	戸	3,126	2,938
販売農家数	戸	1,988	1,868
法人組織数	組織	31	35
農業就業人口	人	4,440	4,174
基幹的農業従事者数	人	4,199	3,947
新規就農者数	人/年	15	15

※ 「農林業センサス」による（「新規就農者数」は、南島原市農林水産部農林課調査による）

(3) 担い手となる農業経営体及び担い手への農地の利用集積

高齢化に伴う離農等で認定農業者(※1)や集落営農組織などの担い手となる農業経営体は減少しています。新規就農者を認定農業者へ誘導・確保に努め、令和6年度には認定農業者の認定数1,000件、うち100件の先導的農業者の育成・確保を目指します。

また、生産性の高い農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、耕地面積の50.0% (2,455ha) の農地について、担い手となる認定農業者等への集積を目指します。

区 分		単位	平成27年度	令和 6年度
経営体 (認定農 業者) (※1)	個 別	戸	1,084	1,000
	組 織	組織	28	42
	うち先導的農業者(※2)	戸	81	100
集 落 営 農組織	特定農業団体(※3)	組織	1	2
	特定農業法人(※4)	組織	0	1
担い手への農地利用集積面積		ha	2,249	2,475
集積率(※5)		%	44.5	50.0

※ 南島原市農林水産部調べ

- ※1 「認定農業者」とは、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成、申請し、「市町村の基本構想に照らして適切であり」、「その計画の達成される見込みが確実で」、「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である」との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者をいう。
- ※2 「先導的農業者」とは、農業所得400万円以上を確保し、農業後継者の育成・確保及び雇用型農業への転換に向けて、さらに所得向上(農業所得600万円以上)を目指す主業農家をいう。
- ※3 「特定農業団体」とは、担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の3分の2以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織をいう。
- ※4 「特定農業法人」とは、担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人をいう。
- ※5 担い手への農地利用集積面積／耕地面積×100

(4) 女性農業者等組織及び家族経営協定数

女性の農業経営や地域社会への参画を促進するため、女性農業者で組織する団体の活動を支援します。

また、令和6年度において家族経営協定の締結数 624 件を目指します。

区 分	単位	平成27年度	令和 6年度
女性農業者組織	組織	2	3
生活研究グループ	組織	6	6
家族経営協定(※1)の締結数	件	586	624

※ 南島原市農林水産部農林課調べ

※1 「家族経営協定」とは、家族内で農業経営に参画する個人の地位・給料・就業時間及び役割等を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。

(5) 環境保全型農業の導入促進

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の取り組みの促進と農業が本来有する「自然循環機能」の発揮を増進するため、令和6年度において有機農産物の生産者数 78 戸、GAP に取り組む農家数 680 戸を目指します。

区 分	単位	平成27年度	令和 6年度
有機農産物(※1)の生産者数	戸	78	78
農業生産工程管理(GAP)(※2)に取り組む農家数	戸	340	680

※ 南島原市農林水産部農林課調べ

※1 「有機農産物」とは、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの2年前(多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の3年前)から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。)を使用しないほ場(当該農産物の収穫の1年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。)において収穫された農産物であつて、農林水産大臣が定める基準に適合し認証されたものをいう。

※2 「農業生産工程管理(GAP)」とは、Good Agricultural Practice の略称で、農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取り組みをいう。

(6) ほ場整備の推進

農地、農業用水は、農業生産にとって最も基礎的な条件であり、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するため、ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、地域農業の生産性の向上を図ります。

区 分	平成27年度		令和 6年度	
	面積(ha)	整備率(%)	面積(ha)	整備率(%)
水田	315.5		315.5	
畑	690.7		792.5	
合計	1,006.2	22.3	1,108.0	26.2

※ 長崎県島原振興局農林部調べ

2 農産物の生産目標

(1) 農業産出額、生産農業所得

長崎県は、令和6年度において農業産出額（県全体）1,611億円を目指しており、本市においては、その約17%にあたる270億円の農業産出額の達成を目指します。

また、生産農業所得率（※1）を改善し、農家1戸当たりの生産農業所得309万円を目指します。

区 分	単位	平成27年度	令和 6年度
農業産出額	億円	250.1	270.16
生産農業所得	億円	82.74	89.42
農家1戸当たり農業産出額	千円	8,001	9,195
農家1戸当たり生産農業所得	千円	2,647	3,043
生産農業所得率	%	33.10	33.10

※ 県公表数値及びJ A等公表数値により南島原市農林水産部農林課による推計

※1 生産農業所得／農業産出額×100

3 地産地消、食育の取り組み

(1) 地産地消、食育の取り組み

市内すべての小・中学校で長崎県産品の使用割合が50%を超えています。統廃合により学校数は減少していきませんが、引き続き学校給食での県産品使用割合を維持していくよう努めます。

農林漁業体験型民泊の実施戸数は平成21年開始時期から年々増加している状況です。今後も引き続き民泊実施戸数の増加を目指します。

区 分	単位	平成27年度	令和 6年度
農産物直売所等の施設設置数	か所	7	7
給食で県内農産物の使用割合が50%以上の小・中学校数	校	32	23
農林漁業体験型民泊の実施戸数	戸	164	200

第3章

施策の展開方向

1 基本方針

基本理念

ア 食料の安定供給の確保

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければなりません。また、食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する消費者の需要に即して行われなければなりません。

イ 多面的機能の十分な発揮

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、住民生活及び住民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければなりません。

ウ 農業の持続的な発展

農業は、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければなりません。

エ 農村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければなりません。

オ 農業生産の技術革新

農業は、労働力の負担軽減・省力化に繋がる先端技術を活用し、生産技術の変革に努めなければなりません。

2 重点的な取り組み

施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、特に、次に掲げる各項目について重点的に取り組みます。

ア 儲かる（稼げる）農業の確立

認定農業者や農業生産法人等の生産性の高い農業経営体の育成、確保を図ります。

収益の高い新規作物の導入や果樹振興を図ります。

さらに、強い経営力を持った経営体を育成するため、経営感覚に優れた経営体を確保し、農業所得600万円以上を目指す先導的農業者(※1)の育成を図ります。尚、農業所得1,000万円以上を目指す経営体について、重点的な個別支援を行います。

※1 「先導的農業者」とは、農業所得 400 万円以上を確保し、農業後継者の育成・確保及び雇用型農業への転換に向けて、さらに所得向上(農業所得 600 万円以上)を目指す主業農家をいう。

イ 担い手の育成と確保

持続可能な力強い農業を実現するため、次世代の農業を担う多様な担い手の育成、確保を図ります。併せて、兼業農業者の維持・確保を図ります。

また、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者の経営安定支援・法人雇用就農や結婚対策を促進します。

ウ 生産基盤づくりの推進

ほ場の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、遊休農地の活用、生産施設、設備の近代化を通じて、地域農業の振興を図ります。

また、これらの農地を含む全農地の半数以上について、効率的かつ安定的な農業経営体への集約を図り、あわせて生産性の向上を図ります。

エ 農産物消費拡大の推進

消費者と生産者の情報交換と交流の場として、特産物直売所の利活用を図ります。併せて、ふるさと納税や観光戦略と連動した情報発信に取り組み、新鮮で安心な農産物等のPRを図ります。

オ 情報技術の活用と推進

農家の高齢化や担い手が減少する中、IT・AI等の情報技術を活用し、生産性の向上を図ります。

3 施策の展開方向

(1) 農業生産の振興

ア 農業経営の近代化に向けた取り組み

農業経営基盤の強化を図り、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営による需要に即した農畜産物の生産を促進するため、生産基盤の整備及び農業経営の近代化のための施設、設備の導入を支援します。

イ 農業者と商工業者の連携に向けた取り組み

雇用と所得を確保し、若者や女性が地域や集落に定住できる社会を構築するため、農業生産と加工・販売の一体化や、農業と商工業との連携等による新たな農産物加工品の開発等、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する取り組みを支援します。

ウ ブランド化に向けた取り組み

農産物の特性や地域の特徴など、産地の強みを生かした農産物・農産加工品のブランド作りを支援するとともに、商品者へのPRを展開していきます。

エ 農産物輸出に向けた取り組み

農業協同組合等の農業団体と連携しつつ、農産物輸出の取り組み事例の調査やその方法等の研究に取り組み、講演会を開催するなど農業者への情報提供及び、支援に努めます。

オ スマート農業に向けた取り組み

農業生産現場にIT・AI等の情報技術やドローン・ロボット等の先端機器の導入を支援することで、施設園芸、露地作物、畜産など広い分野において、生産性の向上に努めます。

カ 新規作物栽培に向けた取り組み

新規作物等の事例の調査・研究及び、栽培取り組み等の支援に努めます。現地視察や講演会を開催するなど栽培普及に努めます。

キ 防疫体制の確立に向けた取り組み

家畜が感染する伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、防疫の研修会や飼養管理施設（100戸巡回等）の確認を行い、家畜防疫体制の強化に努めます。

(2) 食料の安定供給の確保

ア 食の安全及び消費者の信頼の確保

① 食の安全確保

農薬等生産資材の使用基準の遵守の徹底を図るとともに、長崎県版GAP推進方針に基づき、農業者自らが、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連のGAP手法（Good Agricultural Practice：農業生産工程の管理手法）の取り組みを促進します。

② 環境保全型農業の推進

国際水準GAPの取り組み及び化学合成農薬の使用回数、化学肥料の使用量を2分の1以下に低減する特別栽培の取り組みを推進します。

また、有機農業の推進に当たっては、国が定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」並びに県が定める「有機農業の推進に関する施策についての計画」に基づく取り組みを進めるため、有機農業に取り組む農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、農業団体等で構成する体制の整備を図るとともに、有機農業への取り組みを支援します。

イ 食育の推進

学校給食を通じた地域農産物の利用の促進及び農業体験機会の提供等を促進し、食品の安全性、食文化、地域固有の食材及び農業についての適正な理解を促進します。

ウ 地産地消の推進

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした地産地消の活動を推進し、消費者と生産者の信頼関係の構築、消費者ニーズの把握と生産現場への活用、食や農についての理解、農業者の所得の多様化を図ります。

このため、地域農産物を提供する農産物直売所の設置や食品小売店での地域農産物販売コーナーの設置等を支援するとともに地域農産物を活用した学校給食の実施、地域食品産業における地域農産物の利用を促進します。平成30年3月に策定した「南島原市こころと体・口腔の健康づくり・食育推進計画（ひまわりプランⅢ）」に沿い、食育の推進とともに取り組みます。

(3) 地域農業の持続的な発展

ア 農業構造の確立に向けた担い手の育成、確保

農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、生産性の高い農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲のある後継者の育成、確保に取り組みます。

また、新規就農者が安心して営農ができるよう就農時の初期経費や住まいの確保を支援します。

さらに、女性の農業経営や地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取り組みを促進します。

イ 耕作放棄地対策

認定農業者等が樹園地や荒廃農地を貸借等により新たに取得し、普通畑等へ転換する取り組みを支援します。

ウ 農地の有効利用の促進

担い手の育成、確保等を通じ、農産物生産の重要な基盤である農地の有効利用と、担い手への農地の利用集積を促進するため、中間管理機構（農地バンク）を活用します。また、遊休農地の貸し手、借り手のマッチングを強化し、意欲ある担い手への面積集約を図ります。

エ 経営安定対策の推進

農業災害の発生時における損失の合理的な補てんによる農業経営の安定が図られるよう、農業保険制度を推進します。

オ 農業生産の基盤整備

農地、農業用水は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するため、ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、これらの有効利用を図ります。また、小規模の基盤整備や農業用の道・水路等の補修を支援し、地域農業の生産性向上を図ります。

カ 家畜排せつ物の適正な処理と有効利用

耕種農家と畜産農家の連携による家畜排せつ物の有効利用をさらに促進するとともに、農作物非食用部等の未利用バイオマスの有効利用について推進します。

キ 有害鳥獣被害防止対策の取り組み

鳥獣による農作物被害の大半を占めるイノシシによる被害防止については、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置の支援等の防護対策を中心に、狩猟免許取得費用等の補助による捕獲従事者の確保や捕獲報奨金の支給、また捕獲機器整備等の捕獲体制の強化を図り継続的に捕獲を実施し、被害の低減に努めます。

ク 「人・農地プラン」の実質化

集落・地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、市内48か所において、地域の話合いを活性化します。また、将来の農地と農業を見据えて「地域としてどのように農地を維持していくのか」方針を定め、将来にわたり、その計画を実行できるよう支援します。

ケ 農業生産法人の設立・誘致の取り組み

新たな取り組みをする農業生産法人の設立・誘致を推進します。誘致した農業生産法人が地域において新しい農業経営を展開することで、市内農業者に刺激を与え、更なる規模拡大等の法人化の取り組みを支援します。

コ 農業の課題を解決するための半官半民の実行組織の設立

農業の課題解決の手段として農業経営者の育成、スマート農業の推進、農産物のブランド化等を複合的に、且つ、効率よく進めていくには、農業者・企業・研究機関等の間に立ち、積極的に活動できる半官半民の実行組織が必要です。その組織の設立に向けた調査・準備に取り組みます。

(4) 農村の振興

ア 地域資源の保全

少子高齢化の進行等の農村構造の変化や、ゆとり、安らぎ、心の豊かさの重視といった価値観の変化等を踏まえ、農業生産活動の基盤である農地、農業用水や豊かな自然環境、景観、地域の伝統文化等の地域資源が、将来にわたって良好な状態で保全管理が確保される取り組みを支援します。

イ 農村集落の維持・活性化

U・Iターンや定年帰農者を兼業農業者として育成・確保することにより、農地の荒廃を防ぎ農村集落の維持・活性化を図ります。

ウ 都市と農村の共生、対流

南島原ひまわり観光協会などとの連携を強化し、農家民泊による農業体験・田舎暮らしを通じて、都市住民との交流促進等を図ります。

(5) 主な農畜産物の取り組み強化

① 水稻

米価の伸び悩みが続く厳しい状況の中で、経営所得安定対策による交付金の廃止や米生産調整のあり方を含めた大幅な農業政策の見直しが行われています。多様な消費者ニーズを捉え、根強い人気の「ヒノヒカリ」や高温耐性のある「にこまる」の作付けを維持しながら、新品種「なつほのか」を中心とした高温耐性品種の作付け面積の拡大を推進します。

② 野菜等

(露地園芸)

「ばれいしょ」については、青枯病、そうか病の発生を抑える土づくりの推進と併せて、そうか病に強い「さんじゅう丸」の作付けや新品種「アイマサリ」の導入による高品質化を促進します。「レタス」、「はくさい」などの春野菜を中心とした露地野菜については、地力対策の推進による品質、収量の向上を促進し、集出荷施設の近代化を支援します。

(施設園芸)

「いちご」や「トマト」については、環境制御技術の導入・推進を支援します。また、「いちご」では栽培管理の労力が少ない「恋みのり」の導入を推進します。

また、「アスパラガス」、「メロン」等については、生産の安定と品質の向上を支援し、産地の強化を推進します。

特に、施設園芸にあっては、気象災害に強いハウス施設の導入を支援し、生産施設、設備の近代化を推進します。

③ 柑橘類

「露地みかん」は生産量の確保とともに、高品質果実の安定的供給のためシートマルチ栽培等の導入を支援します。

また、「施設かんきつ」は「不知火」、「せとか」や「レモン」等の優良品種の導入を推進しながら、ハウス内環境制御技術確立を支援します。

④ 落葉果樹

「ハウスもも」、の生産量を確保するとともに、生産販売の体制強化を支援します。

また、「梨」は「豊水」、「幸水」や「新高」等が栽培されているが、台風等の被害が軽減され収量確保が見込める、「南水」・「あかつき」等の新品種の導入を推進します。

⑤ 花き

新たな栽培技術の普及や高温対策を推進しながら、省力施設の導入支援により生産者の規模拡大を促進します。また、雇用創出型企業的花き経営体を育成するとともに、花き以外の施設栽培から花きへの品目転換に伴う施設、設備の導入を支援し、花き新産地を育成します。

⑥ 工芸農作物

葉たばこの黄斑えそ病の防除とあわせて、受委託共同乾燥施設、省力化施設、機械の導入等を支援します。

⑦ 飼料作物

耕種農家との連携を図りつつ、稲発酵粗飼料の生産拡大を推進するとともに、飼料調整機械の導入を支援し、飼料自給率の向上を図ります。

⑧ 畜産物

肉用牛については、優良雌牛の導入と飼養管理技術の向上を支援し、優良子牛、肥育牛の高品質生産を促進します。乳用牛については、高能力乳用牛の導入と飼養管理技術の向上を支援し、乳量、乳質の向上を促進します。養豚については、衛生対策と飼養管理技術の向上を支援し、出荷頭数の増加を促進します。養鶏については、飼養管理技術の向上を支援し、高品質生産の向上を促進します。

また、生産施設、設備の近代化を支援し、規模拡大を促進します。

第4章

実施する事業

1 農業生産の振興に関する事業

安全・安心で消費者から信頼される農畜産物、地域の特性を活かし消費者から評価される農畜産物の生産体制と生産施設、設備の近代化を重点に、農業者、農業者団体の取り組みを支援します。

[主な事業の名称及びその概要]

- 強い農業担い手づくり
総合支援交付金事業
(旧強い農業づくり交付金事業)
農産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積などを図るため、集出荷施設、低コスト耐候性ハウスの整備などの取り組みを支援します。
- 新構造改善加速化支援事業
産業として成り立つ農林業経営と快適で住みやすく活力ある農山村を構築するため、ハウス施設、共同利用機械、集出荷施設の整備などの取り組みを支援します。
- チャレンジ園芸1000億推進事業
園芸作物のさらなる振興により、農業所得の向上を図るため、環境制御技術などによる収量・品質の向上、作業の分業化、省力化などによる担い手の規模拡大への取り組みを支援します。
- 活力ある「ながさきの花」100億達成プラン推進事業
花き生産振興に向けた更なる規模拡大、生産性・品質の向上、生産コストの縮減、担い手の確保、消費拡大や新たな需要の創出、及び輸出の拡大等に向けた取り組みを支援します。
- 経営所得安定対策等推進事業
農業者の経営の安定を図るため、経営所得安定対策等の事業を推進する農業再生協議会の取り組みを支援します。
- 黄斑えそ病防除支援事業
葉たばこ黄斑えそ病を防止するため、共同防除の取り組みを支援します。
- 家畜防疫対策事業
養豚業及び養鶏業における伝染病の蔓延を防止するため、伝染性の病気予防のため予防接種等の取り組みを支援します。
- 畜産クラスター構築事業
新規就農者の参入や畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体の規模拡大、地域内分業体制構築のために必要な飼養管理施設の整備等の取り組みを支援します。
- 肉用牛生産コスト縮減推進事業
放牧場の整備・補改修や低コスト牛舎標準仕様の普及拡大、ICT機器の導入による分娩間隔短縮や省力化モデル放牧場の整備等コスト低減にかかる取り組みを支援します。
- 畜産環境対策総合支援事業
高品質な堆肥の広域流通に取り組む場合、堆肥舎やペレット製造機等の整備、先進的な脱臭施設、汚水処理施設の整備の取り組みを支援します。

- 家畜導入事業
優良な肉用雌牛・乳用雌牛を導入することにより、繁殖雌牛群を整備し、産地の基盤強化を図るため、家畜導入の取り組みを支援します。
- 畜産共進・共励事業
南島原市内の和牛の能力向上と斉一化及び飼養技術の向上を推進し、肉用牛産地の基盤強化を図るため、畜産共進・共励会の実施を支援します。
- 農産物輸出推進事業
新興国の経済成長に伴い、富裕層向けの付加価値の高い農産物マーケットの獲得を目的とした国の農産物の輸出に併せ、農産品・農産加工品の輸出の取り組みを支援します。
- 農産物ブランド化推進事業
南島原ブランドに認定した農産物の生産団体に対して、ブランド力の強化、宣伝活動などの取り組みを支援します。
- 農業新技術活用実証事業
スマート農業を普及することにより、農業の生産性向上や効率化を図り、労働力削減と収穫量の向上の確立を図ります。

2 食料の安定供給の確保に関する事業

安全・安心で消費者から信頼される農畜産物、地域の特性を活かし消費者から評価される農畜産物の生産と安定供給の取り組みを重点に、農業者、農業団体の営農活動を支援します。

[主な事業の名称及びその概要]

- 環境保全型農業推進事業
環境への負荷軽減、食に対する安全・安心などの消費者のニーズに対応するため、慣行栽培よりも環境に配慮した環境保全型農業の取り組みを支援します。
- 農業用廃プラスチック等適正処理事業
環境に配慮した施設園芸を推進するため、農業用廃プラスチック等の適正処理の取り組みを支援します。
- 消費・安全対策交付金事業
農畜水産物の安全性の確保、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止等のため、GAP、残留農薬分析、トレーサビリティシステムの導入などの取り組みを支援します。
- 有機農業等推進事業
安全で安心な農産物を提供し、JAS（日本農林規格）で禁止された農薬や化学肥料を使用せず、環境に与える負荷の小さい有機農業の取り組みを支援します。
- 農産物販売強化事業
農産物の販売体制の強化を図るため、市場調査、農産物の加工、各種イベントへの出店販売、消費者との交流等の取り組みを支援します。
- 地産地消推進事業
消費者と生産者との信頼関係を構築、農畜産物を地元で消費し、地域経済の活性化を図るため、地産地消の取り組みを支援します。
- 特産物直売所運営事業
地域の特性を活かした特産品の開発、生産及び販売を通じて地域の活性化を推進するとともに、消費者等との情報交換、交流を促進します。

3 地域農業の持続的な発展に関する事業

効率的かつ安定的な農業経営体及び多様な就農者の育成、確保を図るとともに、農業の生産性の向上を図る取り組みを重点に支援します。

[主な事業の名称及びその概要]

- 農地等有効活用推進事業
耕作放棄地の有効利用を図るために、認定農業者又は新規就農者が賃貸の設定又は所有権の移転により、新たに取得した農地の復旧に必要な経費を助成し、営農に結びついた耕作放棄地の有効利用を支援します。
- 認定農業者組織支援事業
認定農業者が農業経営改善を目的として行う情報交換等による相互研鑽や研修等の活動を支援します。
- 農業担い手対策事業
南島原市担い手育成総合支援協議会において、経営相談等、経営改善に向けた支援を総合的に実施するとともに、各種補助事業等関連事業を活用することにより農業者を総合的に支援します。
- 新規就農総合支援事業
就農準備段階・経営開始直後の所得確保など、青年の就農意欲への喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。
- 強い農業担い手づくり
総合支援交付金事業
(旧経営体育成支援事業)
南島原市担い手育成総合支援協議会を実施主体として意欲ある経営体・新規就農者など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の取り組みを支援します。
- 担い手ジャンプアップ支援事業
国が行う旧経営体育成支援事業の要望調査に応募し、補助金の配分がなかった者に対して、農業用機械の整備等の取り組みを支援します。
- 農業後継者育成事業
農業後継者を確保し、地域農業の発展と安定を図るため、将来就農を志す青年の修学や研修、就農を支援します。
- 農業後継者組織支援事業
意欲と能力の高い農業後継者を育成し、地域農業の発展と安定を図るため、農業後継者で組織する団体（4Hクラブ）の活動を支援します。
- 生活研究グループ支援事業
農村地域の活性化を図るため、女性農業者等で組織する農村生活の向上を目的とする団体（生活研究グループ）の活動を支援します。
- 女性農業者組織支援事業
意欲と能力の高い農業担い手女性を育成し、地域農業の発展と安定を図るため、女性農業者で組織する団体の活動を支援します。
- 農業士会組織支援事業
農業後継者及び女性農業者等の確保・育成を図る農業士会の活動を支援します。
- 家族経営協定推進事業
農業に携わる家族全員の経営参画、女性農業者の地位確立、就業環境の整備等を目的とする家族経営協定を推進します。
- 農業経営基盤強化
資金利子助成事業
設備投資等の長期資金である農業経営基盤強化資金を借り受けた認定農業者の金利負担の軽減を図るため、利子助成金を交付し、効率的・安定的な経営体の育成及び農業経営改善計画の達成を支援します。
- 有害鳥獣被害防止対策事業
農作物に被害をもたらすイノシシやカラスなど有害鳥獣について、猟友会に依頼し、その計画的捕獲に努めます。
- 鳥獣被害防止総合対策事業
イノシシによる農作物への被害を防止し、農業者の農産物生産意欲の向上を図るため、進入防護施設の整備の取り組みを

- 支援します。
- 有害鳥獣被害防止体制強化事業 有害鳥獣の捕獲体制の強化を図るため、狩猟免許の取得を支援します。
 - 有害鳥獣捕獲報奨金交付事業 有害鳥獣による農作物への被害を防止し、農業者の農産物生産意欲の向上を図るため、イノシシの計画的捕獲に努めます。
 - 家畜排せつ物適正処理事業 畜産農家に対し、将来的にも安定した環境対策が図られ、畜産経営の健全な発展に資するよう、適切な堆肥化处理、尿処理技術等の助言、指導を行います。
 - 農業生産法人誘致等支援事業 農業者が安定した収益を得られるよう、加工用を農業者が生産する農産物を活用し、地域特産品の開発、生産の推進を図ります。
 - 新規作物調査研究事業 農業者が安定した収益を得ることができる新たな作物や、加工用作物の栽培を調査・研究します。
 - 土地改良区運営支援事業 農業基盤整備事業の推進や農地、農業施設の維持管理を行う土地改良区の運営を支援します。
 - 土地改良区事業推進支援事業 農業基盤整備事業を実施している土地改良区等が行う営農施設移転、石材等運搬、土地利用調整等の事業を支援します。
 - 農業生産基盤整備事業（県営事業） 農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理等の基盤整備を行うとともに、経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営安定に資する生産基盤の整備を総合的に実施します。
 - 農業生産基盤整備事業（団体営事業） 農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理等の基盤整備を行うとともに、経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営安定に資する生産基盤の整備を総合的に実施します。
 - 農道新設・改良事業 農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため、農道整備事業を実施します。
 - 農業用施設等小規模整備支援事業 農業生産の近代化及び農業生産力の増強と経営基盤の強化整備拡充を図るため、市農業農村整備事業補助金を交付します。
 - 農道維持管理事業 農道の機能充実と安全確保を図るため、除草や舗装補修、側溝補修、側溝浚渫、区画線設置及び除雪などの維持管理を行います。
 - ため池・井堰等整備事業 農用地や農業用施設を洪水などの災害から守るため、また、下流の住宅などの危険性を未然に防止するために、県営事業等を活用しながら農業用ため池の改修を行います。
 - 農地・農業施設災害復旧事業 農地（耕作の目的に供される土地）や農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設）が災害を受けた場合、早期回復と二次災害を防止するため、国や県に支援を求めながら早急な復旧工事を行います。
 - 農地海岸保全施設整備事業 農地保全にかかる指定海岸の高潮や波浪などによる被害を防止するため、堤防・護岸・樋門の新設及び改修を、県と連携を図りながら実施していきます。

4 農村の振興に関する事業

効率的かつ安定的な農業経営体や女性や高齢者等の多様な農業者等による地域資源を保全し、農村集落の活性化に資する活動を重点に支援します。

[主な事業の名称及びその概要]

- 中山間地域等直接支払交付金事業 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を保持するため、適切な農地の管理や集落の共同活動を支援します。
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 地域産業の核となる農林水産業の振興を柱とし、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化及び歴史などの多様で豊富な地域資源を創意と工夫により有効に活用する「元気な地域づくり」を目指し、もって農山漁村の活性化に資するため、有害鳥獣被害防止施設の整備などの取り組みを支援します。
- イノシシ防護柵機能向上対策事業 広く囲んだ防護柵の内側を分割することにより、防護柵の機能向上を図る取り組みを支援します。
- 農地・水保全管理支払交付金事業 農地、農業用水等の資源や農村環境を守り、その質を高める地域共同活動の取り組みと環境保全に向けた先進的な営農活動を支援します。
- ながさき農山村活性化支援事業 地域が一体となって、地域の財産である豊かな農山村資源の保全・向上を図るとともに、資源を有効活用した地域ビジネスの展開や創出を促す取り組みを総合的に支援します。
- 農業用研修施設等活用推進事業 農業者等の健康・福祉の増進や農業振興を図ります。
- 農村公園管理事業 住民の日常的な休養憩いの場を提供し、もって健康増進を図ります。

第5章

推進体制

1 工程管理と評価

この計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、必要に応じ、施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を示した工程表を作成し、これを的確に管理します。

また、施策の工程管理において、政策評価制度を活用して施策の効果等を検証し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映させていきます。

2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政状況の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、政策ニーズに応じて予算を見直し、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行うとともに、さまざまな観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図ります。

3 情報の把握と的確な提供

施策の実施、見直しに当たっては、その基礎となる情報の正確かつ迅速な把握が必要であることから、マスメディアの市況情報により農産物価格の動向等の把握に努めるとともに、JA島原雲仙などの農業関係団体の協力の下、情報把握の体制の整備を図ります。

施策を実施するに当たっては、島原振興局や農業関係団体と連携し、農業者への的確な情報提供に努め、施策内容等に関する分かりやすい広報活動の充実を図ります。また、インターネットを利用した情報配信をするなど、迅速な情報提供に努めます。